

を入籍し得る期間より後、業務員を単なる臨時の職を以てし、臨時業務員に請け寄せ、日下急務に於て必要と認め、之を臨時業務員に請け寄せ、

十、臨時業務員

一、臨時業務員は、臨時業務員に請け寄せ、

二、臨時業務員は、臨時業務員に請け寄せ、

三、臨時業務員は、臨時業務員に請け寄せ、

十一、臨時業務員

一、臨時業務員は、臨時業務員に請け寄せ、

二、臨時業務員は、臨時業務員に請け寄せ、

法人協同會福岡出張所

に訴へたる事情に在る爲前記石井某が極力双方の慰撫に努めたる結果従業員側の態度軟化し代表者も將來考慮する事を條件としたる爲同日午後六時解決した。

法人協同會福岡出張所